

わたしたちのきまり

栃木市立藤岡第二中学校

1 服装について

○制服について

- ・男子は標準学生服（標準マークのついているもの）、女子は紺のセーラー服とする。
- ・夏服は、男女ともポロシャツを着用する。
- ・男子はズボンにベルトを着用する。ベルトは黒または茶とする。
- ・女子のスカートの長さは膝が隠れる程度（膝蓋骨の下）とする。
- ・衣替えは6月1日および10月1日とする。
（前後1週間程度を移行期間とし、気候に応じてどちらを着用してもよいこととする。）

○履物について

- ・白を基調とした運動靴とし、体育の授業で使用でき、華美高価でないものとする。
- ・上履きは各学年の決められた色とする。
（平成29年度は1年生：青色、2年生：緑色。3年生：黄色）
- ・体育館では本校指定の体育館シューズを使用する。
- ・靴下は白のソックスとする。（小さめのワンポイント可）

○冬季の服装について

- ・制服の下に黒・紺または白の無地のVネックセーターを着用してもよい。
（セーターが1番上の状態は不可。制服の中に着る）
- ・ストッキング（肌色または黒）をはいてもよい。（無地、光沢のないもの）
- ・防寒着はウィンドブレーカーまたはスクールコートとする。
- ・手袋、マフラーは通学に危険のないよう着用する。

2 頭髪について

○中学生らしい清潔な髪型とする

→自転車通学や運動・学習のじゃまにならないような髪型とする。

- ・男女とも、前髪が眉にかからないようにする。
- ・男子は、耳や制服の襟に髪がかからない長さにする。
- ・女子は、制服の襟に髪が掛かる場合にはゴム（黒・紺・茶）でしばる。
- ・部分しばり、編み込み、装飾類は使用しない。
（黒のヘアピン・ダブルピンは可）
- ・整髪料は使用しない。
- ・意図的に寝ぐせのようにして髪を立てたりしない。

3 かばんについて

○本校指定の3WAYバッグを使用する。

- ・通学は原則として通学用かばんを使用する。
- ・着替えや部活動の用具等を入れるために、補助かばんを使用してもよい。

4 自転車通学について

○自転車通学は許可制とし、ステッカーをつける。

○通学用自転車は、以下の条件を満たしていること。

- ・前照灯がついている。（1灯でも2灯でも可）
- ・尾灯（反射板）がついている。
- ・荷台がついている。
- ・前かごがついている。（大きさ、形状、材質は問わない）
- ・両足スタンドがついている。

- ・鍵がついている。
- ・車体の色は何色でもよい。(夜間走行を考慮すると白系統の色が望ましい)
- ・変速ギアは6段変速まで可とする。(内装・外装とも可)
- ※TSマーク付きのもの、防犯登録(車体登録)のしてあるものが望ましい。
- 整備された自転車に乗る。(自転車の変形はしない)
- 自転車に乗る際は、ヘルメットを正しく着用する。(休日も着用する。)
- 駐輪する時はヘルメットは荷台に縛る。(練習試合等で校外に出た時と同じ。)
- 通学用かばんは荷台にゴムひもでしばる。補助かばんは、両肩に背負うことか前かごに入れる。

5 登下校について

- 登下校の時刻を守る。
(8時から朝自習が開始できるように、7:55には教室にいる。)
- 決められた通学路を利用する。
(下校時のみ、校門から火の見櫓までは右側通行する。)
- 朝練がない日は制服で登校する。
- 部活動以外で遅くなる時は、先生の許可を得るとともに家庭に連絡をする。
- 登下校中に買い食い、寄り道をしない。
- できる限り分団ごとに集団下校をする。

6 校内での生活について

- 学校生活について
 - ・「学習の約束」を守り、積極的に学習活動に取り組む。
 - ・集会には5分前に集まり、静かに整列する。(移動時から無言で)
 - ・学校生活に必要なものは持ってこない。
 - ・施設・設備や備品などを大切に使う。
 - ・公共物(かぎ、各教室の物など)は先生に断って借り、責任をもって返す。
 - ・無断で校外に出ない。
 - ・その他、各生徒会専門委員会で決められた約束を守る。

7 校外での生活

- 友人や先輩・後輩宅に外泊はしない。
- 交通ルールや公衆道徳を守る。
- 外出する時は、中学生らしい服装とする。
- ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケハウス、ボーリング場等の遊技場を、生徒だけで利用しない。
- トラブルに巻き込まれた場合は、すぐに学校・自宅に連絡する。
(身の安全確保を最優先にし、状況に応じて警察にも連絡する。)
- 栃木市内小中共通の方針として、携帯電話・スマートフォンの所持は、事件やトラブルに巻き込まれる危険性があるため認めない。

8 その他

- 欠席の連絡等について
 - ・欠席・遅刻の場合は、登校時刻(7:55)までに学校に連絡する。
 - ・遅刻して登校した場合は、登校したら担任に報告する。
 - ・早退の場合は、担任の許可を得てから下校する。
 - ・早退した場合は、自宅に到着したらすぐ学校へ連絡する。
- 金銭の貸借、物の売買はしない。

*きまりについては、臨時生徒会総会や検討委員会を開催し、継続して見直しを進めていく。